飯能市大字川崎　土地情報（Ｄ地区）

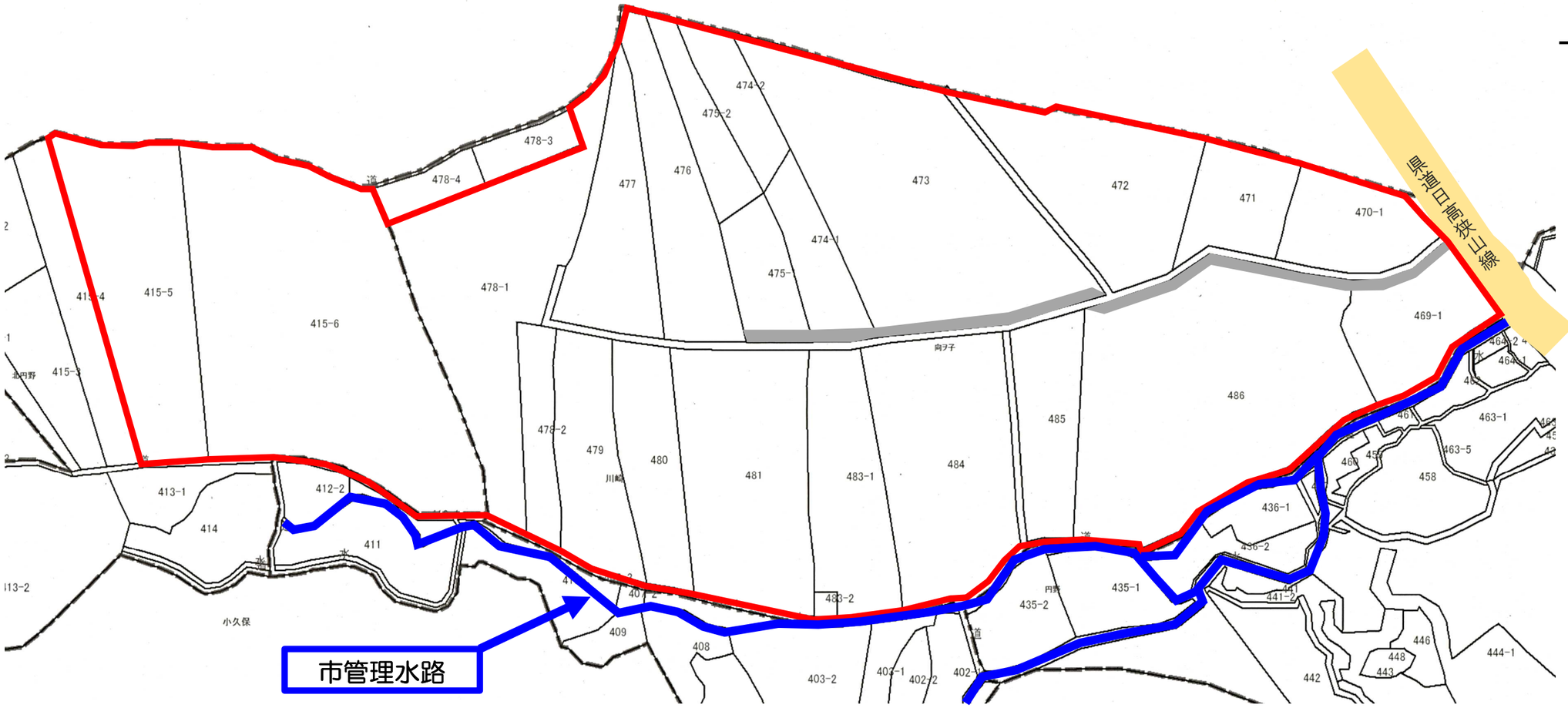

土地情報
場　所：飯能市大字川崎（圏央道狭山日高インターチェンジから約３㎞）
道　路：県道　日高狭山線（幅員約１１．７ｍ）※建築基準法第４２条第１項第１号道路
　　市道第１地区第１２９９号線（認定幅員２．７３ｍ～３．６４ｍ）
　　市道第１地区第１３０３号線（認定幅員３．６４ｍ～３．６４ｍ）
　　市道第１地区第１３０４号線（認定幅員３．６４ｍ～３．６４ｍ）
　　市道第１地区第１３０５号線（認定幅員０．６１ｍ～３．０３ｍ）
　　建築基準法外道路
　　※市道第１地区第１３０５号線の一部のみ建築基準法道路あり
上水道：対象地より約８０ｍ手前まで県道日高狭山線に口径７５mmの水道管あり
下水道：公共下水道処理区域外（汚水・雑排水は合併処理浄化槽で処理し、飯能市の管理する水路に放流）

留意事項
１　対象地は市街化調整区域に該当します。そのため、建築物を建築する際は、飯能市長の許可（都市計画法に基づく開発許可）が必要になります。
２　１haを超える山林を伐採し開発する際は、埼玉県知事の許可（森林法に基づく林地開発許可）を受ける必要があります。
３　その他排水の放流や騒音、振動、大気汚染、水質汚濁、悪臭、土壌汚染、電波障害等について、それぞれの法令、条例等により届出や許可が必要な場合があります。
４　地下水の使用については、埼玉県生活環境保全条例の規制区域に該当していないため、採取は可能です。
５　給水・排水量によっては、既存管を増径するなどの工事を要する場合があります。
６　対象地は埋蔵文化財包蔵地には該当していませんが、工事中に土器・石器等の遺物及び遺構が発見された場合は、ただちに工事を中止し、飯能市生涯学習課に連絡して指示を受けてください。